

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月20日
【計算期間】	第34特定期間（自 2025年11月21日 至 2026年 5 月20日）
【ファンド名】	東京海上・ニッポン世界債券ファンド
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長澤 和哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【電話番号】	0 3 - 3 2 1 2 - 8 4 2 1
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

有価証券報告書（外国投資）

		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回		目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	目論見書または投資信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	目論見書または投資信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより5,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1

主として日系発行体の外貨建債券に投資します。

- 主として「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」を通じて、日系発行体（日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等）が世界で発行する外貨建債券等に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

＜投資する債券の範囲＞

ファンドが実質的に投資対象とする外貨建債券は、一般事業法人が発行する社債や金融機関が発行する劣後債のほか、地方公共団体や国際協力銀行等が発行する特殊債等です。海外で発行するため、海外現地法人等が発行体となっている場合があります。

劣後債

発行体の経営破たん時に、借入金や普通社債等よりも債務弁済の順位が劣る債券のこと。その分、普通社債等に比べて利率が高くなります。償還期限に定めのない「永久劣後債」と、償還期限がある「期限付劣後債」があります。

- 日本の企業における資金調達ニーズは、経済のグローバル化に伴う「現地通貨での資金調達」や「資金調達方法の多様化」等を背景に、高まりつつあります。これに伴い、世界で活躍する日本の企業は、国内のみならず海外市場での外貨建債券発行を通じた資金調達を行っています。
- 外貨建社債は、円建ての日本国債や日本社債よりも相対的に高い利回りが期待されます。

※利回り格差の縮小や短期金利差の拡大等により、上記のようにならないことがあります。

- 原則として、発行体（母体企業の格付を含みます。）がA格相当以上*の外貨建債券等を投資対象とします。

*Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社（2026年5月現在）のいずれかからA格相当以上の格付を取得しているもの

《格付（S&P社）と信用力》



格付とは

- 格付機関が金融機関を含めた社債等の発行会社について、債務の支払能力等を評価するものです。
- 一般的に、投資適格債は元本や利息の支払いが相対的に安全であると評価されている債券で、S&P社等の格付機関により、BBB格以上と格付けされた債券のことを指します。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2

先進3地域の通貨圏に分散投資します。

- 通貨配分は、北米通貨圏と欧州通貨圏、オセアニア通貨圏を概ね 1/3 ずつとすることを基本とし、通貨分散を図ります。
- 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。



※上図はイメージであり、変更される場合があります。

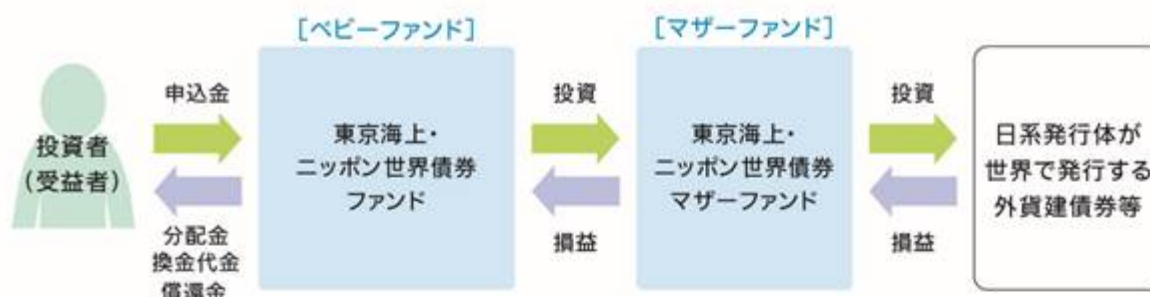
- 投資対象通貨は、経済や社会情勢等の背景が異なることから、各年の動きは異なります。バランスよく通貨分散を図ることで、値動きの安定化が期待できます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

◎毎月決算を行います。

- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配にあたっては、原則として、毎決算時に利子等収益の範囲内で継続的に安定した分配を行うことをめざします。また、6月と12月の決算時においては、原則として利子等収益に売買益(評価益を含みます。)を付加した額から分配を行う場合があります。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配	👛	👛	👛	👛	👛	👛	👛	👛	👛	👛	👛	👛

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

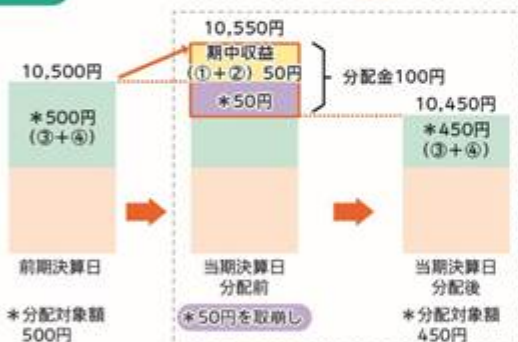
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

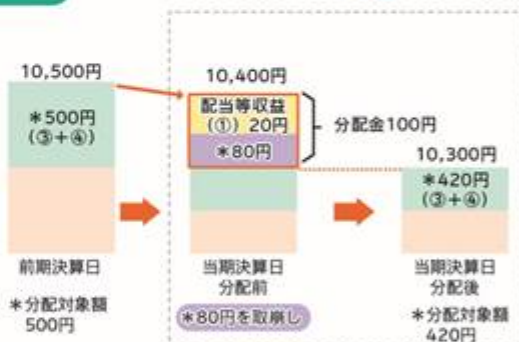
①配当等収益（経費控除後） ②評価益を含む売買益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
投資者の購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本	投資者の購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

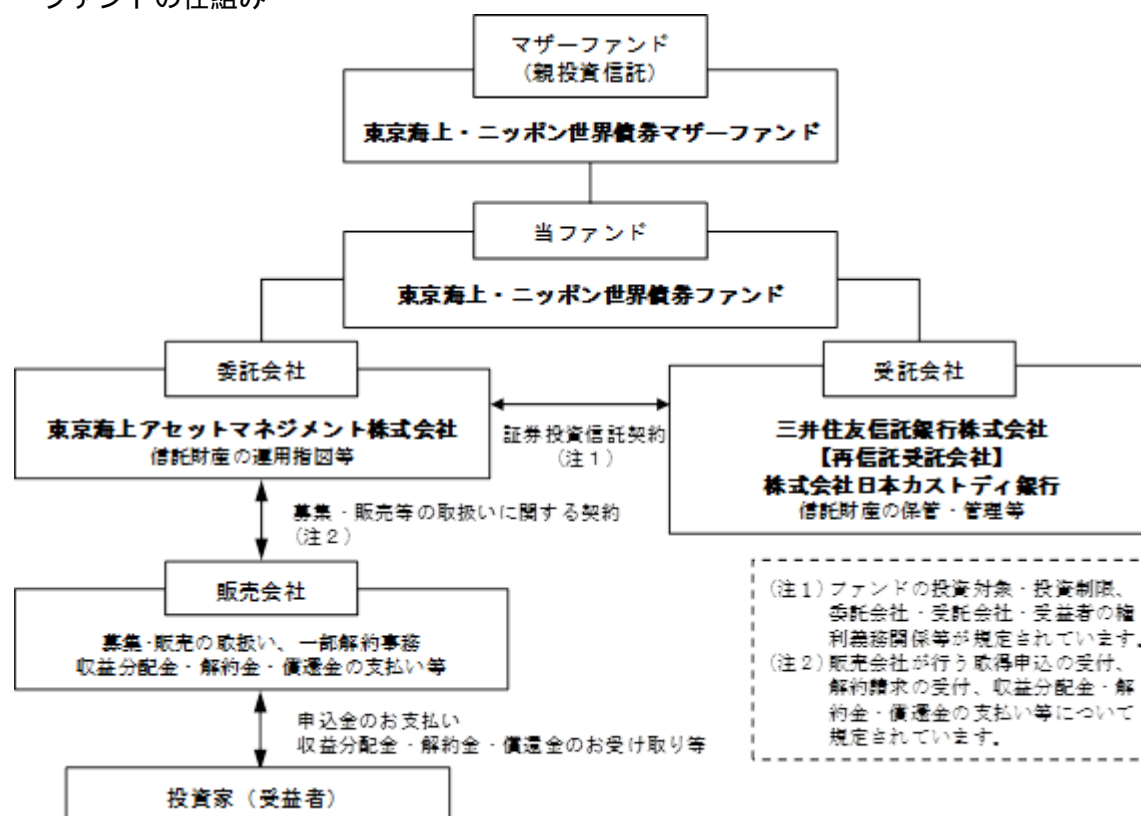
元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2)【ファンドの沿革】

2009年7月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（2026年5月末日現在）
- ・会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2018年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

- ・大株主の状況（2026年5月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

当ファンドは、主として「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として日系発行体（日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等）が世界で発行する外貨建ての債券等を主要投資対象とするマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限（要約）

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

1．基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

主として外貨建ての債券等に投資します。

(2) 投資態度

主として日系発行体（日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等）が世界で発行する外貨建ての債券等に投資し、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。なお、流動性確保の観点から、外国の短期金融商品や国債などを組入れる場合があります。

組入銘柄は、原則としてA格相当以上の格付けを有する発行体（母体企業格付けを含みます。）が発行する外貨建ての債券等とします。

通貨配分は、北米通貨圏、欧州通貨圏、オセアニア通貨圏を概ね3分の1ずつとすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、通貨比率の調整のため為替予約取引等を用いる場合があります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3．運用制限

(1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）

(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(10) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2)【投資対象】

1．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 有価証券
 - デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。)
 - 金銭債権(に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
- 為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - (16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。)
 - (17) 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
 - (20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

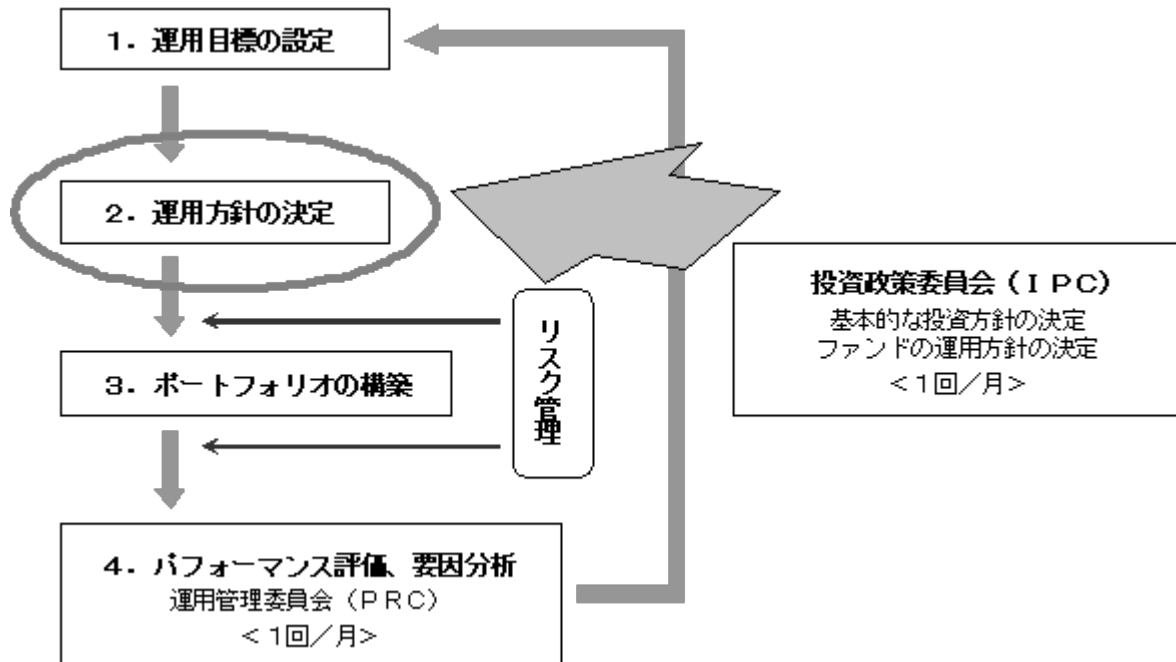
- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン

- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に係る各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3. 管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2026年5月末日現在）

(4)【配分方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配にあたっては、原則として、毎決算時に利子等収益の範囲内で継続的に安定した分配を行うことを目指します。また、6月と12月の決算時においては、原則として利子等収益に売買益（評価益を含みます。）を付加した額から分配を行う場合があります。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとな

る投資の指図をしません。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ）

- b. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等（約款）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限（約款）

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

有価証券の空売（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みま

す。) の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1．投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドでは、比較的流動性の低い資産への投資を行うため、より流動性の高い資産への投資を行うファンドと比べて、基準価額への影響度合いが大きくなる可能性があります。

2．その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

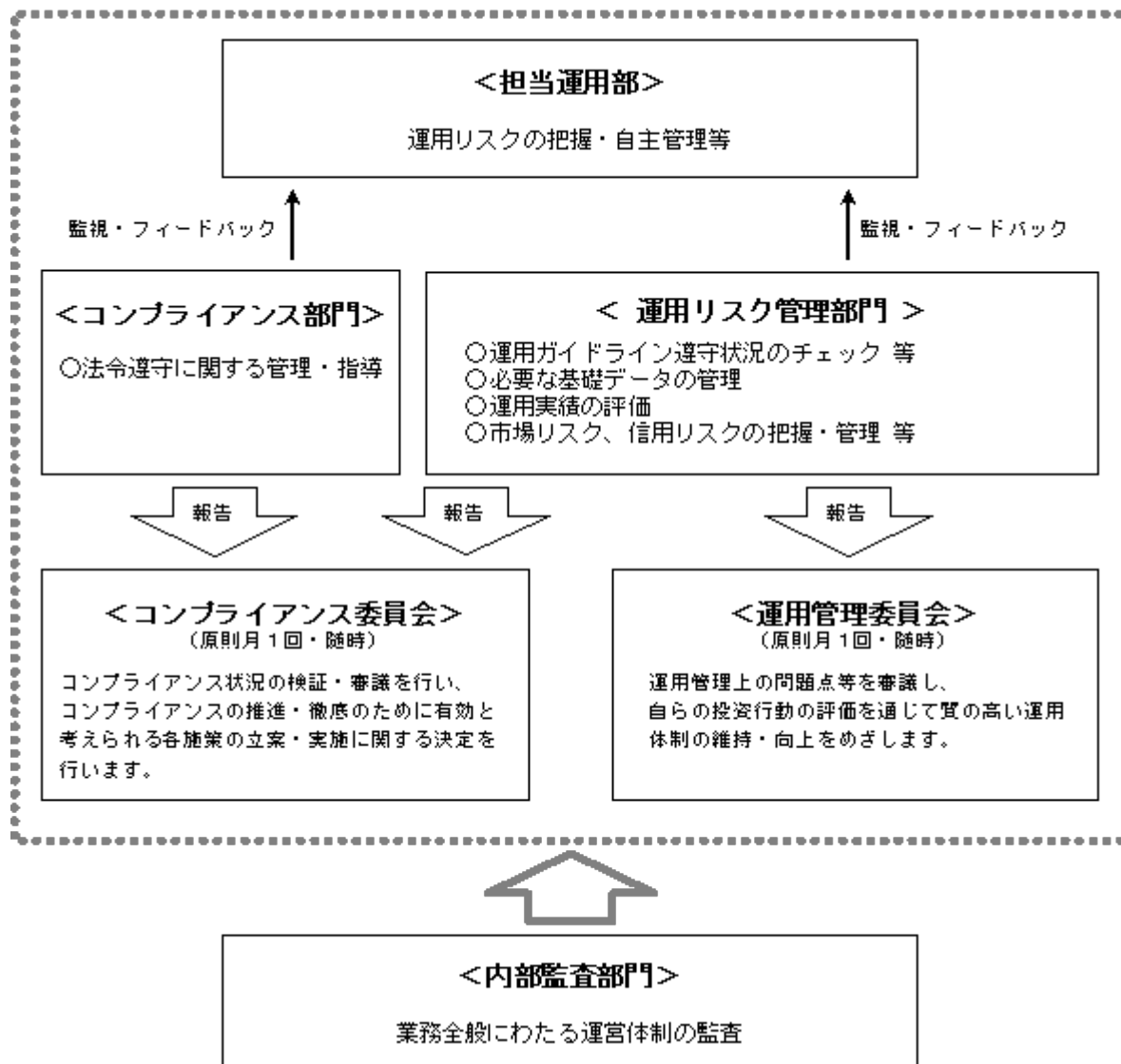
3. 管理体制

<リスク管理体制>

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



<流動性リスク管理>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

2021年6月～2026年5月

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

先進国株 MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債 NOMURA-BPI（国債）

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社（以下、J P X といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、遅延または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に2.2%（税抜2%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。

分配金再投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.232%（税抜1.12%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社（税抜） ^{*1}	販売会社（税抜） ^{*2}	受託会社（税抜） ^{*3}
年率0.55%	年率0.55%	年率0.02%

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年66万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（ 1 ）は課税されません。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、「NISA」の対象ではありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（ 2 ）超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（ 1 ）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- （ 1 ）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- （ 2 ）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

* 上記は、2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2025年11月21日～2026年5月20日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.24%	1.22%	0.02%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2026年5月29日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,350,576,032	100.03
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		411,168	0.03
合計（純資産総額）		1,350,164,864	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	日本	158,694,213	0.58
社債券	日本	23,279,617,576	85.16
	アメリカ	1,508,399,341	5.51
	オーストラリア	1,326,722,031	4.85
	アイルランド	481,573,202	1.76
	小計	26,596,312,150	97.29
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		581,278,322	2.12
合計（純資産総額）		27,336,284,685	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	501,048,426	2.6572	1,331,387,357	2.6955	1,350,576,032	100.03

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	MIZUHO 6.025 08/28/29	日本	社債券	6.025	2029/08/28	10,000,000	11,835.84	1,183,584,168	11,569.25	1,156,925,736	4.23
2	MYLIFE 6.1 06/11/55	日本	社債券	6.100	2055/06/11	7,000,000	16,552.65	1,158,685,605	16,289.99	1,140,299,490	4.17
3	FUKOKU 5 3/4 09/02/55	日本	社債券	5.750	2055/09/02	6,900,000	16,151.05	1,114,422,509	15,882.05	1,095,862,050	4.00
4	SUMILF 5 7/8 09/10/55	日本	社債券	5.875	2055/09/10	6,500,000	16,209.96	1,053,647,595	15,975.98	1,038,439,326	3.79
5	NTT 4.876 07/16/30	日本	社債券	4.876	2030/07/16	6,400,000	16,194.02	1,036,417,536	15,987.69	1,023,212,372	3.74
6	TACHEM 5.3 07/05/34	日本	社債券	5.300	2034/07/05	6,000,000	16,383.47	983,008,325	16,169.98	970,199,250	3.54
7	NOMURA 4.904 07/01/30	日本	社債券	4.904	2030/07/01	6,000,000	16,156.97	969,418,561	15,934.53	956,072,377	3.49
8	MITCO 5 1/8 07/17/34	日本	社債券	5.125	2034/07/17	5,000,000	16,431.51	821,575,755	16,128.10	806,405,078	2.94
9	SUMIFL 5.236 05/01/30	日本	社債券	5.236	2030/05/01	5,000,000	16,448.95	822,447,937	16,120.17	806,008,771	2.94
10	SUMILF 4 09/14/77	日本	社債券	4.000	2077/09/14	5,000,000	15,858.95	792,947,637	15,826.62	791,331,422	2.89
11	SEKIS 5.1 10/23/34	日本	社債券	5.100	2034/10/23	5,000,000	16,141.96	807,098,440	15,681.36	784,068,132	2.86
12	NIPLIF 4.114 01/23/55	日本	社債券	4.114	2055/01/23	4,000,000	18,543.47	741,738,947	18,265.43	730,617,237	2.67
13	SUMIBK 5.454 01/15/32	日本	社債券	5.454	2032/01/15	4,000,000	16,671.10	666,844,157	16,377.95	655,118,153	2.39
14	MUFG 5.574 01/16/36	日本	社債券	5.574	2036/01/16	4,000,000	16,654.53	666,181,509	16,360.10	654,404,163	2.39
15	SUMITR 5.35 03/07/34	日本	社債券	5.350	2034/03/07	4,000,000	16,578.15	663,126,156	16,267.84	650,713,851	2.38
16	NORBK 5.094 10/16/29	日本	社債券	5.094	2029/10/16	4,000,000	16,259.69	650,387,841	16,087.42	643,496,812	2.35
17	NTT 5.171 07/16/32	日本	社債券	5.171	2032/07/16	4,000,000	16,327.91	653,116,464	16,003.10	640,124,323	2.34
18	CHIBAB 1.35 09/08/26	日本	社債券	1.350	2026/09/08	4,000,000	15,567.04	622,681,861	15,820.05	632,802,017	2.31
19	JERA 4.544 09/02/30	日本	社債券	4.544	2030/09/02	4,000,000	15,934.85	637,394,234	15,672.67	626,907,009	2.29
20	MUFG 4.636 06/07/31	日本	社債券	4.636	2031/06/07	3,000,000	19,800.92	594,027,747	19,455.41	583,662,405	2.13
21	SUMIBK 4.954 07/08/33	日本	社債券	4.954	2033/07/08	3,500,000	16,248.21	568,687,581	15,899.71	556,490,012	2.03
22	JAPTOB 5 1/4 06/15/30	日本	社債券	5.250	2030/06/15	3,000,000	16,547.28	496,418,526	16,290.29	488,708,857	1.78

23	SMBCAC 5.1 04/01/30	アイルランド	社債券	5.100	2030/04/01	3,000,000	16,291.34	488,740,397	16,052.44	481,573,202	1.76
24	MITSCO 4.4 09/12/29	日本	社債券	4.400	2029/09/12	3,000,000	16,044.67	481,340,267	15,868.08	476,042,487	1.74
25	TOYAUT 3.566 03/16/28	日本	社債券	3.566	2028/03/16	3,000,000	15,679.16	470,374,848	15,638.94	469,168,253	1.71
26	SUMI 4.2 03/04/31	日本	社債券	4.200	2031/03/04	3,000,000	15,932.94	477,988,295	15,606.67	468,200,155	1.71
27	MUFJLF 3.967 04/13/30	日本	社債券	3.967	2030/04/13	3,000,000	15,580.88	467,426,605	15,453.29	463,598,912	1.69
28	TOYOTA 5.2 09/15/28	オーストラリア	社債券	5.200	2028/09/15	4,000,000	11,653.59	466,143,681	11,392.94	455,717,678	1.66
29	ORIX 4.987 02/28/28	オーストラリア	社債券	4.987	2028/02/28	4,000,000	11,495.42	459,816,868	11,335.53	453,421,584	1.65
30	MITHCC 5.807 09/12/28	アメリカ	社債券	5.807	2028/09/12	2,600,000	16,567.52	430,755,611	16,330.42	424,591,161	1.55

b. 投資有価証券の種類

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
特殊債券	0.58
社債券	97.29
合 計	97.87

投資不動産物件

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第15特定期間末	(2016年11月21日)	3,151	3,210	1.0565	1.0805
第16特定期間末	(2017年 5月22日)	3,263	3,334	1.0726	1.0966
第17特定期間末	(2017年11月20日)	3,102	3,171	1.0851	1.1091
第18特定期間末	(2018年 5月21日)	3,158	3,230	1.0204	1.0444
第19特定期間末	(2018年11月20日)	2,998	3,071	0.9970	1.0210
第20特定期間末	(2019年 5月20日)	2,893	2,965	0.9623	0.9863
第21特定期間末	(2019年11月20日)	2,741	2,812	0.9443	0.9683
第22特定期間末	(2020年 5月20日)	2,491	2,558	0.9062	0.9302
第23特定期間末	(2020年11月20日)	2,080	2,138	0.9350	0.9590
第24特定期間末	(2021年 5月20日)	1,961	2,010	0.9769	1.0009
第25特定期間末	(2021年11月22日)	1,672	1,718	0.9456	0.9696
第26特定期間末	(2022年 5月20日)	1,497	1,537	0.9150	0.9390
第27特定期間末	(2022年11月21日)	1,428	1,466	0.9155	0.9395

第28特定期間末	（2023年 5月22日）	1,375	1,411	0.9125	0.9365
第29特定期間末	（2023年11月20日）	1,440	1,476	0.9611	0.9851
第30特定期間末	（2024年 5月20日）	1,417	1,452	1.0119	1.0359
第31特定期間末	（2024年11月20日）	1,366	1,400	0.9896	1.0136
第32特定期間末	（2025年 5月20日）	1,258	1,291	0.9331	0.9571
第33特定期間末	（2025年11月20日）	1,319	1,351	1.0312	1.0552
第34特定期間末	（2026年 5月20日）	1,331	1,362	1.0467	1.0707
2025年 5月末日		1,255	—	0.9299	—
6月末日		1,278	—	0.9555	—
7月末日		1,283	—	0.9719	—
8月末日		1,283	—	0.9739	—
9月末日		1,299	—	0.9912	—
10月末日		1,307	—	1.0216	—
11月末日		1,328	—	1.0369	—
12月末日		1,331	—	1.0451	—
2026年 1月末日		1,331	—	1.0423	—
2月末日		1,343	—	1.0614	—
3月末日		1,321	—	1.0412	—
4月末日		1,358	—	1.0685	—
5月末日		1,350	—	1.0615	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第15特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	0.0240
第16特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	0.0240
第17特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	0.0240
第18特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	0.0240
第19特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	0.0240
第20特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	0.0240
第21特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	0.0240
第22特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	0.0240
第23特定期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	0.0240
第24特定期間	2020年11月21日～2021年 5月20日	0.0240
第25特定期間	2021年 5月21日～2021年11月22日	0.0240
第26特定期間	2021年11月23日～2022年 5月20日	0.0240
第27特定期間	2022年 5月21日～2022年11月21日	0.0240
第28特定期間	2022年11月22日～2023年 5月22日	0.0240
第29特定期間	2023年 5月23日～2023年11月20日	0.0240
第30特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	0.0240
第31特定期間	2024年 5月21日～2024年11月20日	0.0240
第32特定期間	2024年11月21日～2025年 5月20日	0.0240
第33特定期間	2025年 5月21日～2025年11月20日	0.0240
第34特定期間	2025年11月21日～2026年 5月20日	0.0240

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第15特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	1.3
第16特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	3.8
第17特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	3.4
第18特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	3.8
第19特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	0.1
第20特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	1.1
第21特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	0.6
第22特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	1.5
第23特定期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	5.8
第24特定期間	2020年11月21日～2021年 5月20日	7.0
第25特定期間	2021年 5月21日～2021年11月22日	0.7
第26特定期間	2021年11月23日～2022年 5月20日	0.7
第27特定期間	2022年 5月21日～2022年11月21日	2.7
第28特定期間	2022年11月22日～2023年 5月22日	2.3
第29特定期間	2023年 5月23日～2023年11月20日	8.0
第30特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	7.8
第31特定期間	2024年 5月21日～2024年11月20日	0.2
第32特定期間	2024年11月21日～2025年 5月20日	3.3
第33特定期間	2025年 5月21日～2025年11月20日	13.1
第34特定期間	2025年11月21日～2026年 5月20日	3.8

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第15特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	1,569,908,946	239,303,046	2,983,049,324
第16特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	1,059,543,065	999,986,238	3,042,606,151
第17特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	856,104,489	1,039,539,318	2,859,171,322
第18特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	646,955,549	410,855,290	3,095,271,581
第19特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	288,308,312	375,668,576	3,007,911,317
第20特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	190,058,686	191,355,058	3,006,614,945
第21特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	187,350,112	290,150,490	2,903,814,567
第22特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	132,614,872	286,808,100	2,749,621,339
第23特定期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	70,343,091	594,965,967	2,224,998,463
第24特定期間	2020年11月21日～2021年 5月20日	151,540,061	368,698,477	2,007,840,047
第25特定期間	2021年 5月21日～2021年11月22日	58,060,251	296,774,950	1,769,125,348
第26特定期間	2021年11月23日～2022年 5月20日	136,439,273	268,689,901	1,636,874,720
第27特定期間	2022年 5月21日～2022年11月21日	94,275,233	170,725,548	1,560,424,405
第28特定期間	2022年11月22日～2023年 5月22日	47,056,969	100,208,786	1,507,272,588
第29特定期間	2023年 5月23日～2023年11月20日	93,227,367	101,807,637	1,498,692,318
第30特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	103,674,209	201,376,295	1,400,990,232
第31特定期間	2024年 5月21日～2024年11月20日	57,358,471	77,295,628	1,381,053,075

第32特定期間	2024年11月21日～2025年 5月20日	47,542,978	79,700,636	1,348,895,417
第33特定期間	2025年 5月21日～2025年11月20日	35,179,294	104,148,052	1,279,926,659
第34特定期間	2025年11月21日～2026年 5月20日	54,773,432	62,599,159	1,272,100,932

< 参考情報 >

基準日：2026年5月29日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2009年7月31日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2025/06	40円	2026/01	40円
2025/07	40円	2026/02	40円
2025/08	40円	2026/03	40円
2025/09	40円	2026/04	40円
2025/10	40円	2026/05	40円
2025/11	40円	設定来累計	7,350円
2025/12	40円		

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

(注)格付は「ファンドの特色」に記載している格付機関のうち、原則として、個別債券格付、母体企業格付の中から上位の格付を集計、記載しています。

ただし、個別債券格付と母体企業格付がA-以上に該当しない銘柄については、発行体格付を含めて集計、記載しています。

そのため、個別債券格付はBBB+以下になることがあります。

資産構成

資産	比率
普通社債	79.1%
劣後債	18.8%
期限付劣後債	18.8%
永久劣後債	—
短期金融資産等	2.1%
合計	100.0%

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※比率は純資産総額に占める割合です。

通貨別および保有債券の通貨別の構成

地域	通貨	通貨別比率	保有債券の通貨別比率
北米	米ドル	33.8%	77.5%
	カナダ・ドル	—	—
欧州	英ポンド	—	—
	ユーロ	32.6%	11.3%
	その他	—	—
オセアニア	オーストラリア・ドル	32.6%	9.1%
	ニュージーランド・ドル	—	—
日本円		1.0%	

※比率は純資産総額に占める割合です。

※通貨別比率は、為替予約取引等を考慮して記載しています。

※保有債券の通貨別比率は、為替予約取引等を行う前の比率です。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2026年5月29日

格付別構成

格付	比率
AAA格	10.9%
AA格	55.9%
A格	33.2%
BBB格	—
その他	—

※比率は保有債券の時価総額に占める割合です。

※+・-等の符号は省略して表示しています。

保有債券の属性情報

残存期間	5.39年
修正デュレーション	4.44
クーポン	4.83%
最終利回り（複利）	4.91%
直接利回り	4.81%
平均格付	AA-

※各保有債券の数値を加重平均した値です。

※保有債券の時価評価額を基に計算しています。

※繰上償還条項が付与されている銘柄は、基準日以降最初の繰上償還予定日を使用して計算しています。

※修正デュレーションとは、金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標であり、その値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※平均格付は、格付毎に点数化し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

組入上位10銘柄

組入銘柄数：51銘柄

	銘柄	種別	クーポン	償還日	通貨	格付	比率
1	みずほフィナンシャルグループ	普通社債	6.025%	2028/08/28	オーストラリア・ドル	AA	4.2%
2	明治安田生命保険相互会社	劣後債	6.100%	2035/06/11	米ドル	A-	4.2%
3	富国生命保険相互会社	劣後債	5.750%	2035/09/02	米ドル	A-	4.0%
4	住友生命保険	劣後債	5.875%	2035/09/10	米ドル	A-	3.8%
5	NTTファイナンス	普通社債	4.876%	2030/06/16	米ドル	AAA	3.7%
6	武田薬品工業	普通社債	5.300%	2034/04/05	米ドル	AA-	3.5%
7	野村ホールディングス	普通社債	4.904%	2030/07/01	米ドル	AA-	3.5%
8	三菱商事	普通社債	5.125%	2034/04/17	米ドル	AA	2.9%
9	三井住友F&リース	普通社債	5.236%	2030/04/01	米ドル	A-	2.9%
10	住友生命保険	劣後債	4.000%	2027/09/14	米ドル	A-	2.9%

※比率は純資産総額に占める割合です。繰上償還条項が付与されている銘柄の償還日は、基準日以降最初の繰上償還予定日を表示しています。

年間収益率の推移

※ファンドにはベンチマークがありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下に該当する日には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・オーストラリア証券取引所の休業日

- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。

- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

- 委託会社サービスデスク

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- f. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご覧ください。

- g. 上記にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（本書において、同じ。）。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・英国証券取引所の休業日
 - ・オーストラリア証券取引所の休業日
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権 1 口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2009年7月31日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- g. 上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

5月・11月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間(2025年11月21日から2026年5月20日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上・ニッポン世界債券ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2025年11月20日現在]	当期 [2026年 5月20日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,319,876,535	1,331,514,544
未収入金	6,651,310	10,157,584
流動資産合計	1,326,527,845	1,341,672,128
資産合計	1,326,527,845	1,341,672,128
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,119,706	5,088,403
未払解約金	152,908	3,692,474
未払受託者報酬	24,401	24,370
未払委託者報酬	1,342,106	1,340,169
その他未払費用	12,189	12,168
流動負債合計	6,651,310	10,157,584
負債合計	6,651,310	10,157,584
純資産の部		
元本等		
元本	1,279,926,659	1,272,100,932
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,949,876	59,413,612
（分配準備積立金）	183,718,717	227,347,991
元本等合計	1,319,876,535	1,331,514,544
純資産合計	1,319,876,535	1,331,514,544
負債純資産合計	1,326,527,845	1,341,672,128

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日	当期 自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	168,842,901	58,726,268
営業収益合計	168,842,901	58,726,268
営業費用		
受託者報酬	142,928	145,991
委託者報酬	7,861,127	8,029,213
その他費用	71,382	72,906
営業費用合計	8,075,437	8,248,110
営業利益又は営業損失（ ）	160,767,464	50,478,158
経常利益又は経常損失（ ）	160,767,464	50,478,158
当期純利益又は当期純損失（ ）	160,767,464	50,478,158
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	992,690	67,010
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	90,305,584	39,949,876
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,715,478	2,618,978
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,669,593	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,885	2,618,978
剰余金減少額又は欠損金増加額	723,332	2,976,145
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,825	2,976,145
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	663,507	-
分配金	₁ 31,511,460	₁ 30,590,245
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,949,876	59,413,612

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日	当期 自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [2025年11月20日現在]	当期 [2026年 5月20日現在]
1. 1 期首元本額	1,348,895,417円	1,279,926,659円
期中追加設定元本額	35,179,294円	54,773,432円
期中一部解約元本額	104,148,052円	62,599,159円
2. 1 特定期間末日における受益権の総数	1,279,926,659口	1,272,100,932口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日	当期 自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
1 分配金の計算過程 (2025年5月21日から2025年6月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4,381,439円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(163,104,183円)及び分配準備積立金(157,895,315円)より、分配対象額は325,380,937円(1万口当たり2,428.14円)であり、うち5,360,117円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 (2025年11月21日から2025年12月22日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,213,128円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(15,806,648円)、投資信託約款に規定される収益調整金(155,395,823円)及び分配準備積立金(182,806,603円)より、分配対象額は359,222,202円(1万口当たり2,784.40円)であり、うち5,160,443円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

(2025年6月21日から2025年7月22日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,852,383円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（159,375,912円）及び分配準備積立金（157,694,041円）より、分配対象額は321,922,336円（1万口当たり2,424.74円）であり、うち5,310,593円（1万口当たり40円）を分配金額としております。	(2025年12月23日から2026年1月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,357,926円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（5,792,004円）、投資信託約款に規定される収益調整金（154,548,658円）及び分配準備積立金（195,883,303円）より、分配対象額は360,581,891円（1万口当たり2,824.15円）であり、うち5,107,068円（1万口当たり40円）を分配金額としております。
(2025年7月23日から2025年8月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,923,811円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（158,354,435円）及び分配準備積立金（155,300,445円）より、分配対象額は317,578,691円（1万口当たり2,414.61円）であり、うち5,260,903円（1万口当たり40円）を分配金額としております。	(2026年1月21日から2026年2月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,548,037円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（5,677,775円）、投資信託約款に規定される収益調整金（152,868,887円）及び分配準備積立金（201,327,460円）より、分配対象額は364,422,159円（1万口当たり2,864.62円）であり、うち5,088,561円（1万口当たり40円）を分配金額としております。
(2025年8月21日から2025年9月22日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,085,111円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（159,146,335円）及び分配準備積立金（153,633,104円）より、分配対象額は317,864,550円（1万口当たり2,413.28円）であり、うち5,268,532円（1万口当たり40円）を分配金額としております。	(2026年2月21日から2026年3月23日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,058,925円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（151,759,898円）及び分配準備積立金（206,300,559円）より、分配対象額は362,119,382円（1万口当たり2,856.72円）であり、うち5,070,397円（1万口当たり40円）を分配金額としております。
(2025年9月23日から2025年10月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,457,763円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（155,963,896円）及び分配準備積立金（152,093,040円）より、分配対象額は312,514,699円（1万口当たり2,407.82円）であり、うち5,191,609円（1万口当たり40円）を分配金額としております。	(2026年3月24日から2026年4月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,671,640円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（22,484,145円）、投資信託約款に規定される収益調整金（152,686,870円）及び分配準備積立金（204,721,951円）より、分配対象額は384,564,606円（1万口当たり3,030.81円）であり、うち5,075,373円（1万口当たり40円）を分配金額としております。

(2025年10月21日から2025年11月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,102,642円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（32,427,092円）、投資信託約款に規定される収益調整金（153,046,176円）及び分配準備積立金（150,028,762円）より、分配対象額は340,604,672円（1万口当たり2,661.11円）であり、うち5,119,706円（1万口当たり40円）を分配金額としております。	(2026年4月21日から2026年5月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,894,487円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（153,857,326円）及び分配準備積立金（226,633,756円）より、分配対象額は384,385,569円（1万口当たり3,021.64円）であり、うち5,088,403円（1万口当たり40円）を分配金額としております。
---	--

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日	当期 自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [2025年11月20日現在]	当期 [2026年 5月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（自 2025年5月21日 至 2025年11月20日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	42,970,384円
合計	42,970,384円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2025年11月21日 至 2026年5月20日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	20,343,693円
合計	20,343,693円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2025年11月20日現在]		当期 [2026年 5月20日現在]	
1口当たり純資産額	1.0312円	1口当たり純資産額	1.0467円
(1万口当たり純資産額	10,312円)	(1万口当たり純資産額	10,467円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	東京海上・ニッポン世界債券マ ザーファンド	501,096,848	1,331,514,544	
親投資信託受益証券 合計		501,096,848	1,331,514,544	
合計		501,096,848	1,331,514,544	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

		[2025年11月20日現在]	[2026年 5月20日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		47,682,314	395,146,745
金銭信託		677,863	739,761
コール・ローン		287,973,417	224,726,576
特殊債券		640,355,524	156,240,896
社債券		29,476,445,637	26,191,954,573
派生商品評価勘定		218,695,900	24,879,600
未収利息		403,146,384	355,081,343
前払費用		9,611,577	1,475,921
流動資産合計		31,084,588,616	27,350,245,415
資産合計		31,084,588,616	27,350,245,415
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		323,103,900	156,532,900
未払解約金		162,125,581	180,044,139
流動負債合計		485,229,481	336,577,039
負債合計		485,229,481	336,577,039
純資産の部			
元本等			
元本	1	12,031,712,878	10,166,273,421
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		18,567,646,257	16,847,394,955
元本等合計		30,599,359,135	27,013,668,376
純資産合計		30,599,359,135	27,013,668,376
負債純資産合計		31,084,588,616	27,350,245,415

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日	自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[2025年11月20日現在]	[2026年 5月20日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	14,764,494,159円	12,031,712,878円
同期中における追加設定元本額	119,128,587円	125,945,500円
同期中における一部解約元本額	2,851,909,868円	1,991,384,957円
同期末における元本額	12,031,712,878円	10,166,273,421円
元本の内訳＊		
東京海上・ニッポン世界債券ファンド	518,982,595円	501,096,848円
東京海上・ニッポン世界債券ファンド（為替ヘッジあり）	10,442,656,566円	8,763,808,829円
東京海上・ニッポン世界債券ファンド（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	1,070,073,717円	901,367,744円
計	12,031,712,878円	10,166,273,421円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	12,031,712,878口	10,166,273,421口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2025年 5月21日 至 2025年11月20日	自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左
-------------------	---	----

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2025年11月20日現在]	[2026年 5月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2025年5月21日 至 2025年11月20日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	9,692,587円
社債券	602,883,920円
合計	593,191,333円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月21日から2025年11月20日まで)を指しております。

（自 2025年11月21日 至 2026年5月20日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	5,614,112円
社債券	577,478,052円
合計	583,092,164円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年11月21日から2026年5月20日まで)を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2025年11月20日現在）

（単位：円）

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	15,403,941,600	—	15,622,637,500	218,695,900
	ユーロ	7,669,912,600	—	7,788,845,000	118,932,400
	豪ドル	7,734,029,000	—	7,833,792,500	99,763,500
	売建	15,059,770,900	—	15,382,874,800	323,103,900
	米ドル	15,059,770,900	—	15,382,874,800	323,103,900
合 計		30,463,712,500	—	31,005,512,300	104,408,000

（2026年5月20日現在）

（単位：円）

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		

市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	12,069,362,100	—	12,024,489,400	44,872,700
	ユーロ	5,719,568,900	—	5,716,827,400	2,741,500
	豪ドル	6,349,793,200	—	6,307,662,000	42,131,200
	売建	12,617,994,200	—	12,704,774,800	86,780,600
	米ドル	12,617,994,200	—	12,704,774,800	86,780,600
合 計		24,687,356,300	—	24,729,264,200	131,653,300

(注)1. 時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

[2025年11月20日現在]		[2026年 5月20日現在]	
1口当たり純資産額	2.5432円	1口当たり純資産額	2.6572円
(1万口当たり純資産額	25,432円)	(1万口当たり純資産額	26,572円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
特殊債券	米ドル	DBJJP 4 1/2 01/30/34	1,000,000.00	米ドル 982,400.00	
		米ドル小計	1,000,000.00	982,400.00 (156,240,896)	
		銘柄数	1		
		比 率	0.6%	0.6%	
特殊債券合計				円 156,240,896 (156,240,896)	
社債券	米ドル	CHIBAB 1.35 09/08/26	4,000,000.00	米ドル 3,967,181.56	
		CHUGEP 5.742 01/14/35	2,000,000.00	2,031,468.00	
		FUKOKU 5 3/4 09/02/55	6,900,000.00	6,850,375.40	
		JAPTOB 5 1/4 06/15/30	3,000,000.00	3,046,476.81	
		JERA 4.544 09/02/30	4,000,000.00	3,925,320.08	
		KUB 4.791 05/28/28	1,000,000.00	1,001,760.00	
		KYUSEL 5.246 09/09/35	1,000,000.00	983,472.75	
		MATSEL 3.113 07/19/29	1,700,000.00	1,622,410.98	
		MITCO 5 1/8 07/17/34	5,000,000.00	4,990,978.75	
		MITHCC 5.807 09/12/28	2,600,000.00	2,658,682.85	
		MITSCO 4.4 09/12/29	3,000,000.00	2,977,698.99	
		MIZUHO 4.438 05/12/32	1,500,000.00	1,458,713.32	
		MUFG 5.188 09/12/36	2,000,000.00	1,964,495.28	
		MUFG 5.574 01/16/36	4,000,000.00	4,045,862.60	
		MUFJLF 3.967 04/13/30	3,000,000.00	2,908,503.81	
		MYLIFE 6.1 06/11/55	7,000,000.00	7,078,638.00	
		NIPLIF 6 1/2 04/30/55	2,000,000.00	2,086,546.00	
		NOMURA 4.904 07/01/30	6,000,000.00	5,958,330.36	
		NORBK 5.094 10/16/29	4,000,000.00	4,019,723.72	
		NTT 4.876 07/16/30	6,400,000.00	6,383,024.96	
		NTT 5.171 07/16/32	4,000,000.00	3,986,570.28	
		OLYMPU 2.143 12/08/26	2,000,000.00	1,972,892.88	
		SEKIS 5.1 10/23/34	5,000,000.00	4,877,493.65	
		SMBCAC 5.1 04/01/30	3,000,000.00	3,001,548.06	
		SMPHD 5.411 04/22/37	2,000,000.00	1,937,019.46	
		SUMI 4.2 03/04/31	3,000,000.00	2,925,795.15	
		SUMI 5.35 07/03/34	2,000,000.00	2,017,106.00	
		SUMIBK 4.954 07/08/33	3,500,000.00	3,458,935.27	
		SUMIBK 5.454 01/15/32	4,000,000.00	4,077,440.92	
		SUMIFL 5.236 05/01/30	5,000,000.00	5,041,817.50	
		SUMILF 4 09/14/77	5,000,000.00	4,951,149.50	
		SUMILF 5 7/8 09/10/55	6,500,000.00	6,477,162.90	
		SUMITR 5.35 03/07/34	4,000,000.00	4,024,137.04	

	SVELEV 1.8 02/10/31	3,000,000.00	2,592,744.39	
	TACHEM 5.3 07/05/34	6,000,000.00	6,000,909.06	
	TOYAUT 3.566 03/16/28	3,000,000.00	2,938,331.52	
米ドル小計		131,100,000.00	130,240,717.80 (20,713,483,758)	
	銘柄数	36		
	比 率	76.7%	78.6%	
ユーロ			ユーロ	
	ASABRE 3.464 04/16/32	2,000,000.00	1,964,067.56	
	MITCO 2 3/4 03/03/30	1,000,000.00	975,343.50	
	MIZUHO 3.98 05/21/34	1,500,000.00	1,501,312.05	
	MSINS 2.897 03/05/30	2,000,000.00	1,958,380.72	
	MUFG 4.636 06/07/31	3,000,000.00	3,119,332.20	
	NIPLIF 4.114 01/23/55	4,000,000.00	3,867,604.68	
	NOMURA 3.459 05/28/30	1,000,000.00	991,705.46	
	TOYOTA 3.85 07/24/30	2,000,000.00	2,030,251.00	
ユーロ小計		16,500,000.00	16,407,997.17 (3,028,095,877)	
	銘柄数	8		
	比 率	11.2%	11.5%	
豪ドル			豪ドル	
	MIZUHO 6.025 08/28/29	10,000,000.00	10,106,600.00	
	ORIX 4.987 02/28/28	4,000,000.00	3,965,120.00	
	TOYOTA 4 3/4 04/06/28	3,000,000.00	2,967,060.00	
	TOYOTA 4.65 09/17/29	700,000.00	682,241.00	
	TOYOTA 5.2 09/15/28	4,000,000.00	3,982,920.00	
豪ドル小計		21,700,000.00	21,703,941.00 (2,450,374,938)	
	銘柄数	5		
	比 率	9.1%	9.3%	
社債券合計			円 26,191,954,573 (26,191,954,573)	
合 計			円 26,348,195,469 (26,348,195,469)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

（注2）合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年5月29日 現在

種類	金額
資産総額	1,350,680,079 円
負債総額	515,215 円
純資産総額（ - ）	1,350,164,864 円
発行済数量	1,271,977,900 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0615 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド

2026年5月29日 現在

種類	金額
資産総額	27,520,814,874 円
負債総額	184,530,189 円
純資産総額（ - ）	27,336,284,685 円
発行済数量	10,141,495,644 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.6955 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2026年5月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年5月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	175	3,067,466
単位型公社債投資信託	1	1,814
単位型株式投資信託	24	93,409
合計	200	3,162,691

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第40期 (2025年 3 月31日現在)		第41期 (2026年 3 月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,643,002		1,625,101
金銭の信託		-		307,159
前払費用		504,626		490,214
関係会社短期貸付金	* 1	19,384,558	* 1	20,892,677
未収委託者報酬		3,544,046		4,847,689
未収収益		3,929,834		5,109,447
未収入金		12,841		-
その他の流動資産		34,763		138,949
流動資産計		29,053,672		33,411,239
固定資産				
有形固定資産	* 2	646,419	* 2	1,105,993
建物		387,569		833,126
器具備品		167,868		178,143
リース資産		90,981		94,723
無形固定資産		614,848		645,566
電話加入権		3,795		3,795
ソフトウェア		410,834		583,228
ソフトウェア仮勘定		200,219		58,543
投資その他の資産		3,375,118		4,075,860
投資有価証券		45,279		57,733
関係会社株式		1,641,087		1,647,722
その他の関係会社有価証券		80,000		82,100
長期前払費用		85,968		86,383
敷金		474,324		498,016
その他長期差入保証金		21,230		10,030
繰延税金資産		1,027,229		1,693,875
固定資産計		4,636,386		5,827,421
資産合計		33,690,058		39,238,660
負債の部				
流動負債				
未払金		4,569,098		5,914,754
未払手数料		1,597,903		2,220,610
その他未払金		2,971,194		3,694,143
未払費用		419,084		791,090
未払消費税等		176,930		702,662
未払法人税等		679,000		2,023,000
預り金		55,624		53,321
前受収益		2,517		2,401
賞与引当金		430,032		392,673
役員賞与引当金		-		60,000
リース債務		18,913		24,750
その他の流動負債		1		12
流動負債計		6,351,202		9,964,666
固定負債				
長期末払金		7,284		7,045
業績連動賞与引当金		-		66,666
役員賞与引当金		-		20,941
資産除去債務		-		492,154
退職給付引当金		929,235		935,105
リース債務		70,555		68,613
固定負債計		1,007,074		1,590,526
負債合計		7,358,277		11,555,193

純資産の部		
株主資本	26,322,588	27,666,191
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	23,922,588	25,266,191
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	23,422,588	24,766,191
繰越利益剰余金	23,422,588	24,766,191
評価・換算差額等	9,192	17,275
その他有価証券評価差額金	9,192	17,275
純資産合計	26,331,781	27,683,467
負債・純資産合計	33,690,058	39,238,660

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	15,942,593	18,818,899
運用受託報酬	13,704,198	15,411,642
投資助言報酬	119,640	123,482
その他営業収益	698,269	666,211
営業収益計	30,464,702	35,020,236
営業費用		
支払手数料	7,184,184	8,662,546
広告宣伝費	208,842	165,675
調査費	9,117,522	11,172,831
調査費	3,569,637	3,574,998
委託調査費	5,547,885	7,597,832
委託計算費	130,446	121,085
営業雑経費	266,277	267,253
通信費	59,666	64,109
印刷費	154,034	154,355
協会費	26,294	22,849
諸会費	16,846	16,437
図書費	9,435	9,502
営業費用計	16,907,274	20,389,391
一般管理費		
給料	4,011,683	4,070,342
役員報酬	78,387	96,048
給料・手当	3,201,466	3,224,709
賞与	731,830	749,585
交際費	20,001	30,250
寄付金	1,400	2,891
旅費交通費	191,110	202,047
租税公課	92,032	192,070
不動産賃借料	468,092	468,091
退職給付費用	180,129	170,331
賞与引当金繰入	430,032	392,673
業績連動賞与引当金繰入	-	66,666
役員賞与引当金繰入	-	80,941
固定資産減価償却費	277,210	382,648
法定福利費	713,675	744,124
福利厚生費	13,064	19,350
諸経費	482,971	541,658
一般管理費計	6,881,403	7,364,090
営業利益	6,676,024	7,266,753

営業外収益		
受取利息	41,081	145,296
受取配当金	2,222	1,778
金銭の信託運用益	-	7,227
雑益	15,596	9,622
営業外収益計	58,900	163,926
営業外費用		
支払利息	686	2,019
為替差損	29,798	75,377
雑損	4,633	4,627
営業外費用計	35,118	82,024
経常利益	6,699,806	7,348,654
特別利益		
投資有価証券売却益	-	331
関係会社清算益	172,297	-
特別利益計	172,297	331
特別損失		
固定資産除却損	14	-
投資有価証券売却損	-	227
ゴルフ会員権売却損	-	1,400
関係会社清算損	2,236	-
特別損失計	2,251	1,627
税引前当期純利益	6,869,851	7,347,358
法人税、住民税及び事業税	1,825,606	2,823,325
法人税等調整額	230,702	670,366
法人税等合計	2,056,308	2,152,958
当期純利益	4,813,542	5,194,399

(3)【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当期変動額					
剰余金の配当					3,787,448
当期純利益					4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,026,094
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093
当期変動額					
剰余金の配当	3,787,448	3,787,448			3,787,448

当期純利益	4,813,542	4,813,542			4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,406	1,406	1,406
当期変動額合計	1,026,094	1,026,094	1,406	1,406	1,024,687
当期末残高	23,922,588	26,322,588	9,192	9,192	26,331,781

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588
当期変動額					
剰余金の配当					3,850,796
当期純利益					5,194,399
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,343,603
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	24,766,191

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,922,588	26,322,588	9,192	9,192	26,331,781
当期変動額					
剰余金の配当	3,850,796	3,850,796			3,850,796
当期純利益	5,194,399	5,194,399			5,194,399
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			8,083	8,083	8,083
当期変動額合計	1,343,603	1,343,603	8,083	8,083	1,351,686
当期末残高	25,266,191	27,666,191	17,275	17,275	27,683,467

注記事項

（重要な会計方針）

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(1) 運用目的の金銭の信託

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 業績連動賞与引当金

従業員に対する業績連動賞与の支給に充てるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度末までの期間に帰属する金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度末までの期間に帰属する金額を計上しております。

なお、翌事業年度中の支給見込額は流動負債に、翌々事業年度以降の支給見込額は固定負債にそれぞれ計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

（重要な会計上の見積り）

第40期 2025年3月31日現在	第41期 2026年3月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（未適用の会計基準等）

第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日） ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改定 (1) 概要 企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。 借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。 (2) 適用予定日 2028年3月期の期首から適用します。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第40期 2025年3月31日現在	第41期 2026年3月31日現在
----------------------	----------------------

* 1 . 当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・システム（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>貸出コミットメント</td><td>30,000,000千円</td></tr> <tr> <td>の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>貸出実行残高</td><td>19,384,558千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>10,615,441千円</td></tr> </table> なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。	貸出コミットメント	30,000,000千円	の総額		貸出実行残高	19,384,558千円	差引額	10,615,441千円	* 1 . 当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・システム（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>貸出コミットメント</td><td>30,000,000千円</td></tr> <tr> <td>の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>貸出実行残高</td><td>20,892,677千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>9,107,322千円</td></tr> </table> なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。	貸出コミットメント	30,000,000千円	の総額		貸出実行残高	20,892,677千円	差引額	9,107,322千円
貸出コミットメント	30,000,000千円																
の総額																	
貸出実行残高	19,384,558千円																
差引額	10,615,441千円																
貸出コミットメント	30,000,000千円																
の総額																	
貸出実行残高	20,892,677千円																
差引額	9,107,322千円																
* 2 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>292,639千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>533,641千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>8,271千円</td></tr> </table>	建物	292,639千円	器具備品	533,641千円	リース資産	8,271千円	* 2 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>339,236千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>540,326千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>34,019千円</td></tr> </table>	建物	339,236千円	器具備品	540,326千円	リース資産	34,019千円				
建物	292,639千円																
器具備品	533,641千円																
リース資産	8,271千円																
建物	339,236千円																
器具備品	540,326千円																
リース資産	34,019千円																

（損益計算書関係）

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は7,222千円であります。	-

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2024年4月1日 現在	増加	減少	2025年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 1株当たり配当額	98,889円
(ハ) 基準日	2024年3月31日
(ニ) 効力発生日	2024年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,850,796千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	100,543円
(ニ) 基準日	2025年3月31日
(ホ) 効力発生日	2025年6月26日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2025年4月1日 現在	増加	減少	2026年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,850,796千円
(ロ) 1株当たり配当額	100,543円
(ハ) 基準日	2025年3月31日
(ニ) 効力発生日	2025年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,155,511千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	108,499円
(ニ) 基準日	2026年3月31日
(ホ) 効力発生日	2026年6月25日

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
1. リース資産の内容 有形固定資産 主として、社内システム用ハードウェア (器具備品)であります。	1. リース資産の内容 同左
2. リース資産の減価償却の方法 「重要な会計方針」の「3. 固定資産の 減価償却の方法」に記載の通りであります。	2. リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。金銭の信託を通じて保有している投資信託は、基準価額の変動リスクに晒されておりますが、その大部分については株価指数先物等のデリバティブ取引によりヘッジしております。 営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券並びに金銭の信託については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 同左
--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第40期（2025年3月31日現在）

2025年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	45,279	45,279	-
敷金	474,324	471,310	3,013
資産計	519,603	516,589	3,013
リース債務（注3）	89,468	88,245	1,222
長期未払金（注4）	9,317	8,824	492
負債計	98,785	97,070	1,715

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

関係会社短期貸付金

未収委託者報酬
 未収収益
 未収入金
 預り金
 未払金（１年内返済予定の長期未払金を除く）
 未払費用

（注２）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式 子会社株式 その他の関係会社有価証券	1,641,087 80,000

（注３）リース債務については、１年内返済予定のリース債務を含めております。

（注４）長期未払金については、１年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

（注５）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
関係会社短期貸付金	19,384,558	-	-	-
投資有価証券 その他の有価証券のうち満期があるもの	866	8,257	8,534	-
合計	19,385,424	8,257	8,534	-

（注６）リース債務及び長期未払金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務（注３）	18,913	19,247	19,586	19,932	11,789	-
長期未払金（注４）	2,032	2,032	2,032	2,032	1,185	-
合計	20,946	21,279	21,619	21,965	12,974	-

第41期（2026年３月31日現在）

2026年３月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	307,159	307,159	-
投資有価証券	57,733	57,733	-
その他の有価証券	498,016	455,468	42,547
敷金	862,908	820,361	42,547
資産計	93,363	91,833	1,529
リース債務（注３）	9,676	9,183	492
長期未払金（注４）	103,039	101,017	2,022
負債計			

（注１）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
 関係会社短期貸付金
 未収委託者報酬

未収収益
 預り金
 未払金（１年内返済予定の長期未払金を除く）
 未払費用

（注２）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式 子会社株式	1,647,722
その他の関係会社有価証券	82,100

（注３）リース債務については、１年内返済予定のリース債務を含めております。

（注４）長期未払金については、１年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

（注５）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
関係会社短期貸付金	20,892,677	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	4,547	12,446	2,317	10
合計	20,897,224	12,446	2,317	10

（注６）リース債務及び長期未払金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務（注３）	24,750	25,220	25,699	17,693	-	-
長期未払金（注４）	2,630	2,630	2,630	1,783	-	-
合計	27,380	27,851	28,330	19,477	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第40期（2025年３月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	-	45,279	-	45,279
資産計	-	45,279	-	45,279

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	471,310	-	471,310
資産計	-	471,310	-	471,310
リース債務（注2）	-	88,245	-	88,245
長期未払金（注3）	-	8,824	-	8,824
負債計	-	97,070	-	97,070

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

（注3）長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

第41期（2026年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託（注2）	4,835	302,323	-	307,159
投資有価証券 其他有価証券	-	57,733	-	57,733
資産計	4,835	360,057	-	364,892

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	455,468	-	455,468
資産計	-	455,468	-	455,468
リース債務（注3）	-	91,833	-	91,833
長期未払金（注4）	-	9,183	-	9,183
負債計	-	101,017	-	101,017

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行勘定貸等）で構成されております。

信託財産のうち、投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

信託財産のうち、デリバティブ取引に関しては、株価指数先物の取引所の価額により算定しており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、レベル1の時価に分類しております。

信託財産のうち、銀行勘定貸については、取引先金融機関から提供された価格により算定しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）金銭の信託の信託財産のうち、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で示しております。

（注3）リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

（注4）長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

（有価証券関係）

第40期 2025年3月31日現在				第41期 2026年3月31日現在			
1. 子会社株式及びその他の関係会社有価証券				1. 子会社株式及びその他の関係会社有価証券			
子会社株式（貸借対照表計上額 1,641,087千円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載していません。				子会社株式（貸借対照表計上額 1,647,722千円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 82,100千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載していません。			
2. 其他有価証券				2. 其他有価証券			
(単位：千円)				(単位：千円)			
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	33,551	17,453	16,098	貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	48,870	21,274	27,596
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,727	14,402	2,674	貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	8,862	11,231	2,368
合計	45,279	31,855	13,423	合計	57,733	32,505	25,227

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当する取引はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(単位：千円)

区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,330	331	227
合計	1,330	331	227

(金銭の信託関係)

第40期 2025年 3 月31日現在	第41期 2026年 3 月31日現在						
-	運用目的の金銭の信託 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>貸借対照表 計上額</td><td>当事業年度の 損益に含まれ た評価差額</td></tr><tr><td>運用目的の 金銭の信託</td><td>307,159</td><td>37,035</td></tr></table>		貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれ た評価差額	運用目的の 金銭の信託	307,159	37,035
	貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれ た評価差額					
運用目的の 金銭の信託	307,159	37,035					

(収益認識関係)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	15,928,520	14,072	15,942,593
運用受託報酬	13,578,919	125,279	13,704,198
投資助言報酬	119,640	-	119,640
その他営業収益	698,269	-	698,269
合計	30,325,350	139,352	30,464,702

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,473,880千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	18,679,522	139,377	18,818,899
運用受託報酬	14,090,123	1,321,519	15,411,642
投資助言報酬	123,482	-	123,482
その他営業収益	666,211	-	666,211
合計	33,559,339	1,460,896	35,020,236

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 7,473,880千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 9,957,136千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（退職給付関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	940,999千円
勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の発生額	54,402千円
退職給付の支払額	76,437千円
退職給付債務の期末残高	887,494千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	887,494千円
未積立退職給付債務	887,494千円
未認識数理計算上の差異	41,740千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円
退職給付引当金	929,235千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,127千円
その他	10,501千円
確定給付制度に係る退職給付費用	88,963千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 1.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、91,165千円であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	887,494千円
勤務費用	61,550千円
利息費用	13,148千円
数理計算上の差異の発生額	68,344千円
退職給付の支払額	64,515千円
退職給付債務の期末残高	829,333千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	829,333千円
未積立退職給付債務	829,333千円
未認識数理計算上の差異	105,772千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	935,105千円
退職給付引当金	935,105千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	935,105千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	61,550千円
利息費用	13,148千円
数理計算上の差異の費用処理額	4,312千円
その他	6,775千円
確定給付制度に係る退職給付費用	77,161千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 2.2%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、93,170千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	292,894千円	294,745千円
未払金	3,308千円	2,231千円
賞与引当金	131,675千円	123,770千円
業績連動賞与引当金	-	21,013千円
役員賞与引当金	-	25,512千円
未払法定福利費	15,190千円	14,929千円
未払事業所税	4,044千円	4,309千円
未払事業税	39,392千円	108,834千円
未払調査費	99,432千円	76,472千円
減価償却超過額	12千円	28,262千円
繰延資産超過額	14,842千円	18,529千円
未払確定拠出年金	2,352千円	2,396千円
未収実績連動報酬	38,200千円	353,465千円
資産除去債務	-	155,127千円
前払費用	562千円	-
未払費用	397,773千円	627,353千円
繰延税金資産小計	1,039,682千円	1,856,954千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,039,682千円	1,856,954千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	155,127千円
前払費用	8,221千円	-
その他有価証券評価差額金	4,231千円	7,951千円
繰延税金負債合計	12,453千円	163,078千円
繰延税金資産の純額	1,027,229千円	1,693,875千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

３．法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しています。

（資産除去債務関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
該当はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を契約更新から10年と見積もり、割引率は2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	-
見積りの変更に伴う増加額	492,154千円
期末残高	492,154千円

4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社が使用しているオフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務である資産除去債務について、直近の契約更改に伴う新たな情報の入手に伴い合理的な見積りが可能となったため、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額492,154千円を資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当事業年度末に行われたため、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

（セグメント情報等）

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。	[セグメント情報] 同左

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
26,788,631	3,676,070	30,464,702

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

同左

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
31,190,732	3,829,504	35,020,236

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

同左

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 投資信託の名称

東京海上・宇宙関連株式ファンド（為替ヘッジなし）

(2) 委託者報酬

4,090,393千円

(3) 関連するセグメント名

投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント

(関連当事者情報)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (USD)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Tokio Marine Asset Management (USA), Ltd.	米国・ニューヨーク	500,000	投資運用業 投資助言業	直接100%	運用及び調査の委託 役員の兼任	調査費等の支払 (注1)	969,960	未払金	377,132

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払(注1)	1,559,839	未払 手数料	496,183
						役員の 兼任	資金の 貸付 (注2)	14,166,773	関係会社 短期 貸付金	19,384,558
						資金の 貸付	資金の 貸付に 係る利息 受取(注2)	39,806	関係会社 未収収益	-

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注2)資金の貸付については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、適用金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また資金の貸付に係る取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注3)取引金額には、消費税等を含めておりません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等重要な取引はありません。

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等重要な取引はありません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払(注1)	1,711,255	未払 手数料	583,084
						役員の 兼任	資金の 貸付 (注2)	17,246,691	関係会社 短期 貸付金	20,892,677
						資金の 貸付	資金の 貸付に 係る利息 受取(注2)	144,708	関係会社 未収収益	-

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注2)資金の貸付については、C M S (キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、適用金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また資金の貸付に係る取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注3)取引金額には、消費税等を含めておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

第40期 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日	
1 株当たり純資産額	687,513円86銭
1 株当たり当期純利益金額	125,679円97銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	26,331,781千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	26,331,781千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,813,542千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,813,542千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第41期 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日	
1 株当たり純資産額	722,805円94銭
1 株当たり当期純利益金額	135,624円02銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	27,683,467千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	27,683,467千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額	5,194,399千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	5,194,399千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)
- ・ 資本金の額 342,037百万円（2025年３月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2025年３月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	54,323百万円	
九州 F G 証券株式会社	3,000百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
浜銀 T T 証券株式会社	3,307百万円	
北洋証券株式会社	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円（注）	

株式会社足利銀行	135,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103百万円	
株式会社熊本銀行	10,000百万円	
株式会社三十三銀行	37,461百万円	
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
株式会社大光銀行	10,000百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社南都銀行	37,924百万円	
株式会社東日本銀行	38,300百万円	
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社北都銀行	12,500百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	
広島信用金庫	3,444百万円	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。

（ ）2025年3月末日現在。

広島信用金庫の資本金の額の箇所には出資の総額を記載しております。

（注）2024年12月末日現在。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	2026年 2 月20日
有価証券届出書	2026年 2 月20日
臨時報告書	2025年12月 2 日 2026年 3 月 4 日

独立監査人の監査報告書

2026年6月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井章悟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月31日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・ニッポン世界債券ファンドの2025年11月21日から2026年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・ニッポン世界債券ファンドの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。